

## おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰実施要綱

### (目的)

第1条 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の普及などの働き方改革により、すべての労働者が仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）を図ることができる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、これについて優れた成果が認められる企業について、その功績を称えるとともに、これを広く県民に周知することにより、働きやすい職場環境整備の促進及びワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

### (内容)

第2条 仕事と生活が両立できる様々な制度を設ける等、多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい職場環境を整備し、かつ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しを行い、その成果が認められる企業に、おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰（以下「表彰」という。）を授与する。

### (対象)

第3条 表彰の対象は、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証制度登録企業のうち、別添「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰選考基準」（以下「表彰選考基準」）を満たす企業とする。

### (応募等)

第4条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする企業は、別に定める応募用紙（様式1）、選考資料（様式2）及び参考資料を添付して知事に提出するものとする。  
2 知事は、前項により応募用紙の提出があった企業に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。  
3 表彰の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

### (被表彰者の選定)

第5条 被表彰者は、おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聞き、知事が選定するものとする。  
2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

### (表彰の除外)

第6条 知事は、第5条により決定した表彰企業が、その後、「おおいた子育て応援団（し

ごと子育てサポート企業）」認証制度（以下「認証」という。）要綱第9条により認証を取消しされるなど表彰するにふさわしくないと認められる場合は、表彰企業から除外し、表彰を行わない。

(表彰の取り消し)

第7条 知事は、表彰企業が表彰日以降、表彰の目的を損なうような行為等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

## 別添（第3条関係）

### おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰選考基準

#### 1. 表彰基準は次のとおりとする。

##### (1) 仕事と家庭の両立支援のための環境整備

- ① 仕事と家庭の両立支援への取組の明文化や管理職等への周知の取組をしているか
- ② 年次有給休暇が時間単位で取得できるか、年次有給休暇取得促進の取組をしているか
- ③ 所定外労働の削減のための取組をしているか
- ④ 育児・介護目的以外でも利用できる短時間勤務制度などはあるか
- ⑤ 育児・介護にかかる休業や休暇を取得しやすい配慮をしているか
- ⑥ 仕事と家庭の両立支援に関する情報提供や研修を実施しているか
- ⑦ 仕事と家庭の両立支援のための環境整備について独自の支援制度があるか

##### (2) 仕事と育児の両立支援制度の整備状況

- ① 仕事と育児の両立にかかる休業、休暇、短時間勤務制度等を社内規則に規定しているか

- ② 仕事と育児の両立にかかる法定以上の制度があるか

##### (3) 仕事と育児の両立支援制度の利用状況

- ① 仕事と育児の両立にかかる休業、休暇、短時間勤務制度等を利用した従業員が一定以上いるか

##### (4) 仕事と介護の両立支援制度の整備状況

- ① 仕事と介護の両立にかかる休業、休暇、短時間勤務制度等を社内規則に規定しているか

- ② 仕事と介護の両立にかかる法定以上の制度があるか

##### (5) 仕事と介護の両立支援制度の利用状況

- ① 仕事と介護の両立にかかる休業、休暇、短時間勤務制度等を利用した従業員がいるか

#### 2. 被表彰者の選考方法は次のとおりとする。

##### (1) 提出された応募書類等を参考に、基準点以上の得点を有する事業所の中から優良企業を選定する。

##### (2) 基準点は、労働者301人以上の企業については250点以上、労働者300人以下の企業については200点以上とする。

##### (3) 直近の3年度において、育児や介護を行うために利用できる制度の利用状況について「取組成果」が見られること。その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われていること。